

2017年12月18日 東京地裁に 提訴しました！

「東京外環道大深度地下使用認可無効確認等請求事件」

◆なぜ裁判にしたのか？—主な争点

- ① 大深度法が想定する「地上への影響がない」という前提が、都市計画法の建築制限などで崩れており、憲法違反である。
- ② 地中拡幅部の設計、工法が未定のまま都市計画事業変更を申請しており、違法である。
- ③ 環境影響評価で問題ないとされたデータの裏付けがあいまいである。他



◆原告は住民13人—事業の無効確認を求める行政訴訟

住宅の真下に住民に断りもなく無補償でトンネルを掘る「大深度地下法」の違憲性・危険性・不当性を真っ向から問う訴訟です。

当日は12時30分から東京地裁正門前で提訴前集会を開催しました。沿線住民、国会議員、道路・公共事業の問題やリニア訴訟に取り組む各地の皆さま、総勢約50名の方々が参加され、力強い連帯・応援のご挨拶を頂きました。心からお礼申し上げます。

13時の提訴行進のあと、弁護団が訴状を地裁に提出しました。

14時からの記者会見には10社近くの記者が参加。弁護団と原告から、大深度地下法の違憲性や住宅街の地下に巨大トンネルを掘る事業の問題点、地盤沈下の恐れや、豊富な地下水脈が断たれるなど環境に影響したりする危険もあると訴えました。

◆原告から

東京外環道訴訟の原告になろうと思ったのは、暮らしている土地の下に、トンネルが造られる住民の不安を無視して、強引に工事を進めようとする事業者の態度に、納得がいけないからです。

大深度地下使用が認可され、都市計画事業承認及び認可もされているので、どんなに住民が異議を唱えても、いつでも強制収用できるので、質問に対してもはぐらかしたような返事しか返って来ません。都合が悪い事は無視されます。

中央ジャンクション南側の地質は透水性の高い砂質土層が主でリスクが非常に高いと事業者自らが危険性を言っています。しかし、地盤改良はしない、とハッキリ言います。理由は教えてもらえません。

事業認可＝戦時中の赤紙だと思っています。断る事が出来ないからです。私たちには、生存権があります。憲法13条 幸福追求権が保障されています。いつ起きるか分からない陥没・地盤沈下に怯えて暮らす必要は無いと考えています。

住民の声に耳を傾けてくれない事業者に、私たち住民の想いを届ける残された道は行政訴訟しかありませんでした。やれることはやって、結果を仰ぎたいと思っています。(國井さわ美)

傍聴に来てください！

「東京外環道訴訟」

第1回口頭弁論

3月13日(火)

11:30~12:00

東京地方裁判所 803号法廷

地下鉄東京メトロ「霞ヶ関」駅 A1出口

原告陳述：原告が思いを訴えます。

弁護団陳述：武内更一さん、遠藤憲一さん

終了後、報告集会を予定



1/20提訴報告集会—100人超す参加者で満員!

初めて外環道路の違憲、違法を問う「外環道訴訟」の提訴報告集会在、1月20日(土)、吉祥寺駅前の武蔵野公会堂で開かれた。武内更一、遠藤憲一の両弁護士をはじめ、原告をはじめ、外環沿線住民、リニア訴訟などの支援団体関係者が詰めかけ、会場は100人超の参加者で満員。資料のほか、用意した訴状が不足するほど。3月13日の第一回口頭弁論を前に決意を固めた。



▼違憲、違法を訴え

集会の司会は、原告の野村羊子さん。支える会代表・大塚康高さんの挨拶のあと、武内、遠藤両弁護士が訴訟の考え方を報告、原告が次々と決意表明した。

武内弁護士は「訴えは政府の権力的な行政処分自体の取り消しと無効確認を求める行政訴訟だ。いろんな不当な手続きが行われているが、『不当』ではダメで、違法、違憲を立証していく。違法、違憲が認められれば、全て建設はできなくなる。差し止めはしないのか、と聞かれたが、差し止めより無効確認を選んだ。法廷の中と外で呼応して闘いたい」と報告。

遠藤弁護士も「行政訴訟など手間がかかって勝つには大変だが、あまりにひどいことを知って引き受けた。民法の原則や建設の必要性、水の問題などひどい状況を裁判所に訴えていく」と話した。



▼故郷がどう変わる?

続いて原告10人が次々発言。それぞれ訴訟に立ち上がった思いを話した。

「5歳から杉並に住んで70年。

子どもの頃、善福寺池で遊んだ。池の水が涸れて植物などに影響が出かねない。千人位が異議申し立てしたが、16^キの間に17カ所の調査のみで問題なしの決定だった。」(古川英夫さん)

「25年前、予定地だったが、ここは造らないから安心と言われ購入を決意。ところが我家の下は地中拡幅部で、名古屋城がすっぽり入る大きさ。世界最大の難工事といわれるトンネルの上に住むことをイメージしてほしい」(原告番号5番)

「善福寺に70年住む。高架が地下になったが、武蔵野の水の問題は全く明らかにされていない。工事は未熟で、住民の生活など全く考慮されていない。法律の不備も突き詰めたい。」(岡田光生さん)

「計画を推進した石原慎太郎は『東京には文化がない』といったが、私たちは地域に愛着を持っている。外環計画は地域に対する侵略だ」(金子秀人さん)

▼大深度法は「盗掘法」!

「一度造られたら戻せない。今しか止められない」(原告番号12番)

「高架から地下に変更されても、『あなたは地権者です』との通告すらない」(丸山重威さん)

「強制測量といって数十人の作業員がきた。2、3カ月後に判を押

してもらいに来る、と言っていたが、ナシのつぶて」(國井さわ美さん)

「大深度法は住宅地の地下を無断で掘る「盗掘法」。トンネルは落とし穴になる」(籠谷清さん)

「緑豊かで地下水も豊富な地域。無謀な計画を後世に残せない」(山田耕平さん)

「上空から予定地を見たが、池が数珠つなぎのようにつながっていて、それが水源になっている。ゼネコンの利益のためにこれをつぶすのは許せない」(野村羊子さん)

▼各地から連帯の発言

質疑応答のあと、各地の運動団体から「よくやった」「一緒に頑張ろう」と連帯の発言が行われた。

発言者は、道路全国連事務局長、横浜環状道路対策連絡協議会事務局長、リニア新幹線沿線住民ネットワーク共同代表。さらに、地域からは、青梅街道インター事業訴訟を支える会、とめよう外環の2ねりまの会、道路問題しながわ連絡会の都道29号線住民裁判原告団、小平都市計画道路3・2・8号線訴訟団、都市計画道路を考える小金井市民の会、多摩・区部都市計画道路問題連絡会など。

集会では、支える会に新たに17人が入会、6万円余のカンパが集まった。(了)



「東京外環道訴訟を支える会」 <http://nongaikan.sblo.jp/>

ゆうちょ銀行 0一九(せろいちきゅう)店 当座 0392387 または 郵便振替口座 00150-0-392387

年会費1000円 問合せ先:090-6024-8959(東京外環道訴訟を支える会事務局・かごたに)

